

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画(案)に対する環境審議会意見一覧

| 自治体 | 事案名 | 環境大臣 同意時期 | 環境審議会意見 |
|------------|------------------------|------------------------------|---|
| 香川県 | 豊島不法投棄事案 | H15.12.9 | (実施計画書に意見の記載なし) |
| 青森県 岩手県 | 青森・岩手県境不法投 棄事案 | H16.1.21 | |
| 山梨県 | 山梨県須玉町事案 | H16.8.30 (H18.3.31 完了) | |
| 秋田県 | 秋田県能代市事案 | H17.1.21 | |
| 三重県 | 三重県桑名市事案 | H17.3.31 (H20.4.30 完了) | |
| 新潟県 | 新潟県上越市事案 | H17.4.14 (H18.4.10 完了) | |
| 福井県 | 福井県敦賀市事案 | H18.3.23 | <p>敦賀市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画(案)については妥当である。</p> <p>なお、今後は、生活環境保全上の支障のおそれを除去するため、実施計画(案)に基づく事業の確実な実施に努めること。</p> |
| 宮城県 | 宮城県村田町事案 | H19.3.26 | <p>村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る特定事象除去等事業実施計画(案)については、下記条件を付して同意する。</p> <p>記</p> <p>(1) 地域住民に説明し、理解を得て実施すること。</p> <p>(2) モニタリングを強化するとともに結果を十分説明することにより、地域住民に安心を与えるよう配慮すること。</p> <p>(3) 産業廃棄物最終処分場において不適正処理事案が発生しないよう、再発防止に努めること。</p> |
| 横浜市 | 横浜市戸塚区事案 | H20.2.15 | <p>実施計画案については概ね適切と思われる。</p> <p>ただし、実施にあたっては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストや有害化学物質等の飛散防止に万全を期すこと。 ・植栽を全体に施すこと。 ・周辺の生活用井戸を飲用に利用しないよう周知を図ること。 <p>再発防止にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自らがコンプライアンス、企業の社会的責任（CSR）を進めるよう行政として働きかけること。 ・同様の事例が再発しないよう行政の初期対応を充実させること。 ・計画書案にある再発防止策を確実に実施していくこと。 |
| 岐阜市 | 岐阜市北部地区産業 廃棄物不法投棄事案 | H20.3.25 | <p>本審議会としては、産廃特措法が平成 24 年度までの時限法であることに鑑み、本計画案を進めていくこととす。</p> <p>ただし、今後対策を進めるにあたっては、さらに以下の事項について配慮すべきとの意見を得たので以下に付記する。</p> <p>1 意見内容</p> <p>(1) 支障除去等事業について</p> <p>ア 注水によりダイオキシン類等が掘削範囲以外の部分へ拡散し残留することがないように十分留意されたい。</p> <p>イ 対策にあたっては、市民負担の軽減十分配慮されたい。</p> <p>ウ 表面水以外の切土した斜面からの雨水等の流入なども含めて水処理施設の能力等を考慮されたい。</p> <p>エ 今回の掘削範囲にとらわれず、生活環境へ影響を及ぼすことがないように最大限留意し、臨機に取組みを進めてもらいたい。</p> <p>(2) 周辺環境への配慮事項について</p> <p>ア 注水消火用のボーリング時に酸素が供給される懸念等もあるため、対策実施時には、周辺環境への影響防止や作業安全等に十分配慮されたい。</p> <p>イ 非飛散性アスベストであっても掘削による飛散等が懸念されるので、対策には十分配慮されたい。</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 現職警察官の派遣など組織体制の強化に努めてもらいたい。</p> |

| 自治体 | 事案名 | 環境大臣 同意時期 | 環境審議会意見 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|--|
| 新潟市 | 新潟市旧巻町産業廃棄物不法投棄事案 | H20.8.8 (H21.11.24 完了) | 当該事業実施計画(案)については、妥当であると認める。 なお、次の付帯意見を踏まえて、事業の確実な実施に努めること。 1 関係者以外の者がみだりに立入ることが出来ないような措置を講ずること。 2 本事業の実施状況について情報公開に努めること。 |
| 福岡県 | 福岡県宮若市(旧若宮町)における産業廃棄物不法投棄事案 | H21.3.30 | 実施計画書(案)は妥当である。 なお、次の意見について配慮するよう申し添える。 (1) 特定支障除去等事業の早急な実施に取り組むこと。 (2) 計画書(案)に基づく事業の実施にあたっては、あらかじめ地域住民に十分な説明を行うこと。 (3) 作業中の周辺環境への影響を把握するための環境モニタリングを実施し、結果を地域住民に説明すること。 |
| 三重県 | 三重県桑名市五反田地内不法投棄事案 | H23.3.18 | 桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書(案)については、妥当である。 |
| 三重県 | 三重県四日市市内山町地内不適正事案 | H24.6.7 | 四日市市内山町地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画(案)については、妥当である。 |
| 滋賀県 | 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場不適正処分事案 | H24.6.7 | 実施計画案については妥当である。 なお、次の意見について配慮するよう申し添える。 (1) 将来的な不安を残すことがないように、原因物質や要因の除去に努めること。 (2) 対策工事の実施前や実施後も含めて、十分なモニタリング調査を行うこと。 (3) 有害物搬出先で適正な処理処分が行われているか十分な確認を行うこと。 上記の意見を取りまとめるにあたり、各委員から出された具体的な意見は以下のとおりである。 ・将来の処分場の跡地管理、跡地利用への支障も極力除去するという観点から、単に現在の障害を除去するだけでなく、将来をも見込んだ対策を講じるべきである。 ・汚染源物質を早急に除去することにより今後の汚染の拡散は防止できることから、揮発性有機化合物類の発生源の特定は今後の対策においても重視する必要がある。 ・今後の支障と考えられる物質として、重金属類、揮発性有機化合物類とならんで硫化水素があげられる。硫酸イオンが高濃度の水では、条件を整えば硫化水素再発生の元となる。この処分場跡地ではカルシウムイオンが高濃度な状況が確認されていることから、硫化水素の発生源は石膏ボードと思われる。硫化水素発生事故の再発を防止するため、石膏ボードや有機物などの除去、または地下環境の嫌気化の防止などが必要である。 ・ドラム缶等の除去にあたっては、周辺への有害物質の拡散がないよう、回収・搬出すること。 ・撤去した有害物が搬出先で適正に処理・処分されているか十分な確認を行うこと。 ・一次対策による有害物質の撤去および新井戸からの浸透水の揚水により、下流地下水が環境基準を超過しないように十分なモニタリング調査を行うこと。 ・周辺河川、水路のモニタリング、周辺の環境調査を実施すること。 |